

文化芸術基本法第7条の2（地方文化芸術推進基本計画）

都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

国の

「京都府文化力による未来づくり基本計画（現計画）」（平成31年3月策定）《平成31年度～令和5年度》

京都府が目指すべき4つの将来の姿、「誰もが文化に親しめる社会」、「文化が活力を生み出す社会」、「感性豊かで創造的な社会」、「暮らしの中に多様な文化が息づく社会」を実現していくため、7つの柱、「文化活動を担う人づくり」、「文化の保存及び継承」、「新たな文化創造」、「文化資源を生かした地域づくり」、「文化資源を活用した経済の活性化」、「多様な京都の文化の発信」、「文化活動を支える基盤づくり」に基き施策展開。

現計画期間中の文化政策を取り巻く状況

【文化庁の京都移転、大阪・関西万博の開催へ】

- 令和5年3月27日に京都での業務開始
- 令和5年5月15日に職員の大半が移転

＜文化庁京都移転の意義＞

- ・ 明治以来初となる中央省庁の移転
- ・ 地域文化の掘り起こしや磨き上げ等、国と地方が連携した新たな文化政策を総合的に推進
- ⇒ 取組成果を全国に波及させることで、我が国の文化政策の新たな潮流を生み出す

【コロナ禍等における文化芸術振興の状況】

- 感染拡大に伴うイベントの自粛や収容人数の制限などにより、アーティストや文化芸術活動を支える公共・民間の文化施設は大きな影響を受け、活動自体や場が縮小する中で、文化芸術を支える人材の育成や文化創造への影響が懸念
- 地域文化の基盤である祭りなどの伝統行事の多くも中止・延期となり、長期化が次代への継承を困難にする懸念
- 世界の美術市場規模（令和3年）が約5兆2,000億円であるのに対し、日本は1,929億円に止まっており、文化芸術の更なる発展に向けては市場の拡大が必要

【社会情勢の変化】

- 文化芸術のグローバル化、デジタル化の進展を踏まえた政策展開が必要
- ARやVR等を活用した非公開文化財の公開や遺跡等の復元、ICTを活用した鑑賞体験、NFTやメタバースの活用など、最先端技術の活用が文化芸術の分野でも進んでおり、更なる活用が必要

審議事項



現計画期間内における文化政策の推進状況、文化庁の京都移転等を踏まえ、次期計画《令和6年度～10年度》の策定に向け、とりわけ次の事項を中心に審議。

文化庁京都移転をエンジンとするオール京都での「文化の都・京都」の推進

- ・ 文化庁の京都移転や大阪・関西万博の機会を捉え、オール京都体制で「文化の都・京都」の実現に向けた取組をどう進めていくか、とりわけ今後5年間において取り組むべき方策
- ・ 文化活動を支援するための専門人材等の確保を進め、文化活動拠点の整備を進めるための方策

京都の伝統文化・生活文化・文化財の次代への継承と活用

- ・ 国の文化芸術推進基本計画（第2期）では、文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等をすることとされており、こうした動きも参酌した方策
- ・ 伝統文化、生活文化を継承するとともに、文化財の保存・継承・活用を進めるための方策
- ・ アートプロジェクトを府域に展開し、府民の文化芸術体型の機会拡充と、京都のアート市場の拡大、アート人材の育成を進めるための方策

多彩な文化の交流の場の創出による新たな文化の創造

- ・ 地域における文化活動の振興を図り、観光、まちづくり施策との連携を進めるための方策
- ・ 京都の文化の国内外への発信を進め、文化を通じた国際交流を進めるための方策
- ・ 多彩な交流の場を創出し、新たな文化を創造するための方策